

第195回国会 参議院 法務委員会 平成29年12月5日（抜粋）

糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。よろしくお願ひいたします。

〔省略〕

次に、難民の問題についてお伺いしたいと思います。

まず、我が国に逃れる難民の方が近年増加していることを受け、眞の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するため、2014年12月の法務大臣の私的懇談会からの提言を踏まえ、保護対象、認定判断及び手続の明確化、難民認定行政に係る体制、基盤の強化、並びに難民認定制度の濫用、誤用的な申請に対する適切な対応を内容とする難民認定制度の運用の見直しを行い、2015年9月からそれらの見直しを隨時実施していると承知をしております。

そのような中、本年1月から6月までの難民認定申請者数の速報値は8,561人と増加しているのですが、上川大臣、上半期の難民認定者数は何人なのか、お伺いしたいと思います。

国務大臣（上川陽子君） 平成29年上半期におきまして、難民認定手続によりまして庇護を与えた者は30人でございます。うち難民と認定した者が3人、そして難民と認定しなかったものの人道配慮により在留を認めた者が27人となっております。

糸数慶子君 お手元に資料も提出しておりますけれども、今、大臣の御答弁ではたったの3人という大変衝撃的な数字をお伺いいたしました。

2016年の他のG7諸国における難民申請者数は、ドイツが約72万人、米国が約26万人、イタリアが約12万人、フランスが約8万人、イギリスが約4万人、カナダが約2万人と、我が国の難民申請者数、その中で一番少ないわけです。

2016年の日本を除く難民認定者数ですが、トップのドイツは約26万人、フランスが約2万4000人、米国が2万人、イギリスが約1万3000人、カナダが約1万人、最下位のイタリアでも約5000人であります。

ドイツでも近隣諸国からの難民申請者数は一定数あり、我が国と同じように難民認定制度の濫用、誤用などの問題を抱える諸国と比較しても、我が国の認定数及び認定率の低さは突出しております。なぜこのような低さになっているのか、大臣の認識をお聞かせください。

国務大臣（上川陽子君） 我が国におきましては、国際問題化している欧州の状況と異なりまして、シリア、アフガニスタン、イラクのような大量の難民、避難民を生じさせる国の出身者からの難民認定申請が少ないという状況にございます。これに対して、近年、我が国では、インドネシア、フィリピン及びベトナムからの申請者が急増をするなど、就労等を目的とすると思われる濫用、誤用的な申請が相当数見受けられるという状況でございます。

難民認定につきましては、難民条約等に規定する難民の定義に申請者が該当するか否かを判断するものであります。欧州等とのこのような状況の違いが難民認定数等の違いの背景にあるものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護を図ってまいりたいというふうに存じます。

糸数慶子君 難民認定制度の運用の見直し概要にありますいわゆる新しい形態の迫害に相当する方で、難民認定若しくは人道配慮で庇護された人数を教えていただきたいと思います。

政府参考人（和田雅樹君） お答えいたします。

いわゆる新しい形態の迫害を受けたことを理由に難民の認定を受けた者は、現在のところおりません。

なお、個別事案によっては、こうした新しい形態の迫害という観点をも考慮して人道配慮による在留を認めた者もありますが、この点で統計を取っておりませんので、その人数についてお答えすることは困難であることを御理解いただければと思います。

糸数慶子君 今後は、是非統計を取ってその内容も教えていただきたいというふうに思います。

次に、難民審査参与員が法務大臣に提言し、法務大臣がその後の難民審査の判定に用いるようにするための仕組みを構築するというふうになっておりますが、その仕組みはどのようなもので、具体的に運用が実施されたのでしょうか、お伺いいたします。

政府参考人（和田雅樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘のありました仕組みにつきましては、難民認定制度の運用の見直しの概要の中で、新しい形態の迫害のほか、明らかに難民認定又は難民不認定とすべき事案に係る判断要素に關しても、難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるために構築することとしているところでございますが、いずれにつきましても、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護するため、難民審査参与員からの提言を待ちつつ、諸外国での実例なども参考にしながら現在検討を行っているところでございます。

糸数慶子君 濫用・誤用対策は、昨年 11 月 25 日の法務大臣の記者会見、また本年の新聞報道でも認識されておりますが、真の難民の迅速かつ確実な庇護を目指した運用の見直しでありますので、こちらの方も積極的に進めていただきたいと思います。

次に、難民審査参与員の問題発言、行動に対してもお伺いをいたします。

2017 年の 3 月に、男性審査参与員から、美人だったから狙われたのか等との不適切な質問を受けたこと、その発言が調書に記載されていなかったこと、そして、代理人が四月に抗議したにもかかわらず、8 月 31 日以降に各メディアで報道され、上川大臣が 9 月 1 日の閣議後の会見で、難民審査参与員の不適切発言について、承知しているところで、事実関係について入国管理局に確認している最中ですと発言されています。その事実確認

に四か月も掛かったことは大変遺憾であります。

9月22日の記者会見では、代理人の指摘のような、美しい人、美人だったからという発言を確認され、そこで、それを不適切な発言だったと認められ、遺憾の意を述べられました。また、その中で、難民審査参与員の発言により相手方が不快な思いをされたことから不適切な発言であったと考えており、難民認定の行政の対象は難民認定の申請者あるいは外国人である前に人であり、これに携わる者には常に人権の意識が必要であると考えているというふうにおっしゃっていらっしゃいます。

そこで、難民審査参与員の選出方法について伺います。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、前条第一項の審査要求に対し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命するというふうにされております。平成26年版出入国管理第2部97ページでは、難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに対し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、U N H C R、日本弁護士連合会、N G O等からの推薦を受けるなどして法務大臣が任命しているというふうになっています。

今回の問題発言を考えると、大学の研究者、元外交官、元判事、元検事、弁護士、メディアO Bがメンバーとして公表されていますが、その中には公正な判断をすることができない、あるいは資質に問題があるのではと疑われても仕方がない状況です。

そこで、政府参考人に伺いますが、難民審査参与員の選出方法について詳しく御説明してください。

政府参考人（和田雅樹君） 難民審査参与員の選定につきましては、先ほど先生の方から御紹介のありました法律などの法律に基づきまして法務大臣が任命しているところでございますが、具体的には、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所、U N H C R等の推薦もいただき、事実認定の経験豊富な法曹実務家、地域情勢や国際問題に明るい外交官や国連関係勤務経験者、国際法学者などの各分野の専門家から選任しているところでございます。

委員長（石川博崇君） 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

糸数慶子君 はい。

時間が参りましたので終わりますけれども、担当した代理人の弁護士によりますと、その後の法務省入国管理局からの説明で、発言が不適切な意図とは認定できず、参与員として不適格ではなく、処分はしないということでしたが、それは事実でしょうか。そういうことを野放しにすることは納得できません。時間が参りましたので、もし御答弁できないようでしたら。御答弁できますか。委員長、お願ひいたします。

委員長（石川博崇君） 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

政府参考人（和田雅樹君） 結論として申しますと、本件の発言は不適切な意図を持ってなされたものではないということで、処分を行っておりません。

これまでも、審尋等における発言に当たりましては、申立人の置かれた立場を配慮した発言を行うよう入国管理局において注意喚起してきたところでございますが、本件を踏まえまして、改めて全ての難民審査参与員に対して注意喚起の文書を出しております。

委員長（石川博崇君） 時間が来ておりますので。

糸数慶子君 もう時間が来ましたので終わらせていただきますが、通告をいたしまして質問できなかつたところはまた次回に回していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

[了]

参照：参議院ウェブ

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/kaigirok.htm>